

キッズケアホームにこぴあ

安全対策に関する指針

— 事故の防止と発生時の対応 —

(安全計画・ヒヤリハット・送迎時の置き去り防止・応急手当・不審者対応)

事業所名	キッズケアホームにこぴあ（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）
所在地	〒894-0062 鹿児島県奄美市名瀬有屋町 29-31
電話	0997-69-3695
運営法人	ホームナースほほえみ合同会社
管理者	福田 亜希子（児童発達支援管理責任者兼務）
法人統括	宮田 智子

版	年月日	内容
初版	2026 年 9 月 1 日	作成（安全管理マニュアル（令和 5 年 4 月作成）、非常災害（風水害）対策計画、施設の安全対策チェックリスト、災害対策委員会の活動計画をもとに、安全対策の基本的な考え方と対応の流れを指針として整理）

※具体的な手順は「安全管理マニュアル」、年間の取組は「安全計画」、災害時は「自然災害 BCP」「風水害 BCP」、感染症は「感染症 BCP」による。

目 次

緊急時の早見表（掲示用）	4
はじめに	5
第1章 総則	5
1. 目的	5
2. 基本方針	5
3. 用語	5
第2章 安全管理の体制	6
1. 指揮をとる人（指揮権）	6
2. 安全対策委員会	6
3. 安全計画	6
第3章 事故を防ぐ取組	6
1. ヒヤリハットの報告と活用	6
2. 場面ごとの安全対策	6
3. 送迎時の置き去り防止	7
4. 不審者への備え	8
5. 設備・遊具の安全点検	8
6. 子どもの情報の把握	9
第4章 事故が起きたときの対応	9
1. 対応の流れ	9
2. 保護者への連絡	9
3. 行政への報告・記録	10
4. 再発防止・損害賠償	10
第5章 応急手当	10
1. 心肺蘇生・AED	10
2. けが・骨折	11
3. 熱中症	11
第6章 不審者が侵入したとき	12
第7章 災害・火災への備え	12
第8章 研修・訓練	13
第9章 周知・見直し	13
別紙	14
別紙1 安全対策委員会メンバー	14
別紙2 緊急連絡先	14
別紙3 ヒヤリハット・事故報告書	14
別紙4 送迎時所在確認記録	15
別紙5 午睡チェック表	15
別紙6 安全点検表（毎月）	15
別紙7 行政への事故報告の基準（目安）	16
別紙8 研修・訓練 実施記録	16

別紙 9 指針・安全計画の見直し記録.....	17
-------------------------	----

※Word で開いたとき目次が空欄の場合は、目次を右クリック → 「フィールドの更新」 で表示されます。

緊急時の早見表（掲示用）

こんなとき	まずすること	連絡先
反応がない・呼吸がおかしい	大声で応援を呼ぶ → 119 番 → 胸骨圧迫・AED（図 4）	119（AED：有屋公民館・ネリヤクリニック）
けが・体調の急変	安全確保 → 看護師・管理者へ報告 → 救急車の目安を確認（図 3）	看護師（ほほえみ）0997-54-3456
熱中症の疑い	涼しい場所へ → 体を冷やす → 水分（図 5）	119／保護者
不審者	声かけ → 退去を求める → 危険なら 110 番・子どもを避難（図 6）	110
送迎で子どもが見当たらない	車内・周囲を確認 → 保護者へ連絡 → 15 分で見つからなければ 110 番	110／保護者
火災	大声で知らせる → 子どもを避難 → 119 番・初期消火	119
地震・津波・台風	身を守る → 避難（津波：浦上タイヨー店／水害：2 階）	各 BCP のアクションカード

救急車を呼ぶ目安（迷ったら呼ぶ）

- ・意識がもうろうとしている、うとうとしている
- ・顔色が悪く、ぐったりしている
- ・出血が止まらない
- ・吐き気や嘔吐をくり返している
- ・化学物質（洗剤・薬品など）を誤って飲んだ
- ・けいれんが 5 分以上続く、呼吸が苦しそう、強いアレルギー症状（じんましん＋せき・ゼーゼー等）

はじめに

当事業所を利用する子どもの中には、医療的ケアを必要とする子どもや、危険を予測して避けることが難しい子どもがいる。また、入浴、食事、午睡、送迎、事業所外での活動など、事故につながりやすい場面がある。

事故は「起こさない」ための日頃の取組と、「起きたときに被害を最小限にする」備えの両方が大切である。本指針は、子どもが安心して楽しく過ごせるよう、職員全員で安全に取り組むための基本的な考え方と対応の流れを定めるものである。

第1章 総則

1. 目的

本指針は、利用児の安全の確保を図るため、事故の発生を防止するための取組と、事故が発生した場合の対応について定める（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第40条の2〔安全計画の策定等〕、第40条の3〔自動車を運行する場合の所在の確認〕、第52条〔事故発生時の対応〕に基づく）。

2. 基本方針

方針	内容
子どもの安全が最優先	子どもの命と体の安全を、すべての支援の前提とする。
予防に力を入れる	ヒヤリハットを積極的に報告・共有し、事故が起きる前に原因を取り除く。報告した職員を責めない。
チームで守る	一人の注意に頼らず、手順・環境・設備・人の配置を整えて、事業所全体で安全を守る。
起きたら迅速・誠実に	救命・手当てを最優先とし、保護者・関係機関へ速やかに連絡し、誠実に対応する。
保護者・地域と連携	安全の取組を保護者に知らせ、関係機関（消防・警察・奄美市）と日頃から協力する。

3. 用語

用語	意味
事故（アクシデント）	支援中（送迎・外出を含む）に、子どもにけが・体調の悪化などの被害が生じたもの
ヒヤリハット（インシデント）	事故にはならなかったが、ヒヤリ・ハッとした出来事
安全計画	設備の点検、安全指導、職員の研修・訓練などの年間の取組を定めた計画（基準第40条の2）

第2章 安全管理の体制

1. 指揮をとる人（指揮権）

場面	指揮をとる人（順位）
日常の支援・事業所内	① 管理者（福田 亜希子） ② 児童発達支援管理責任者 ③ 法人統括（宮田 智子）
事業所外活動（外出・遠足）	その活動のリーダー
送迎中	送迎担当者（運転者・添乗職員）

※指揮をとる人と連絡がとれない時は、その場の職員が判断し、子どもの命を守る行動を優先する。

2. 安全対策委員会

項目	内容
構成	事業所内で毎年担当者を選任。
開催	年3回以上 事故発生時は随時開催する。
内容	ヒヤリハット・事故の分析と再発防止策、安全計画の作成・見直し、安全点検の結果確認、研修・訓練の計画
周知	議事録を作り、全職員に回覧・LINEで知らせる。議事録は5年間保存する。

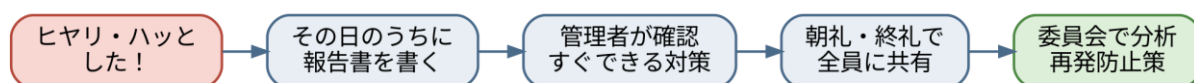
3. 安全計画

- ・本指針に基づき、毎年度「安全計画」を作り、①設備の安全点検、②子ども・保護者への安全指導、③職員の研修・訓練、④事業所外活動・送迎の安全について定める。
- ・安全計画は全職員に周知し、保護者にも取組の内容を知らせる（第7章）。

第3章 事故を防ぐ取組

1. ヒヤリハットの報告と活用

図1 ヒヤリハット報告の流れ



- ・ヒヤリハットに気づいた職員は、その日のうちに「ヒヤリハット・事故報告書」（別紙3）に書き、管理者に出す。
- ・管理者はすぐにできる対策（物の置き場所、手順の変更など）をとり、朝礼・終礼で全員に共有する。
- ・事例は安全対策委員会で分析し、再発防止策を決める。報告は「責めるため」ではなく「みんなで守るため」のものとする。

2. 場面ごとの安全対策

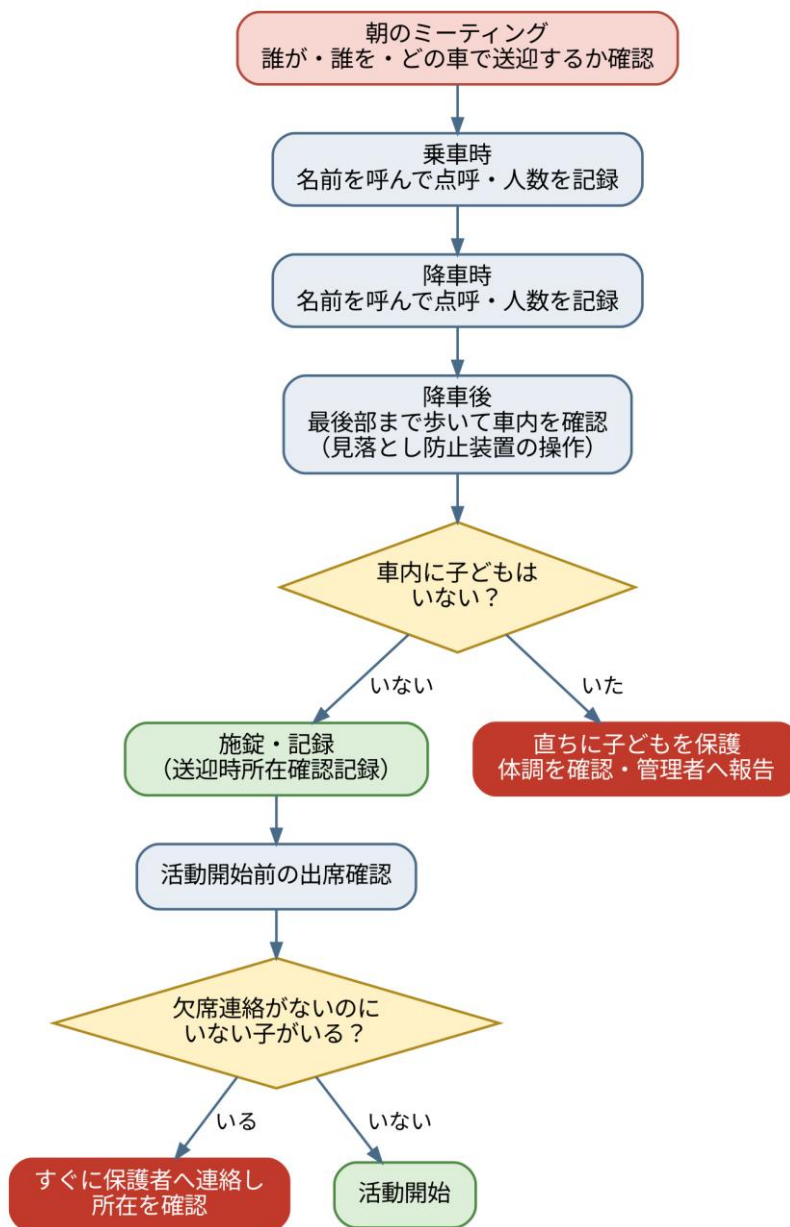
場面	主な危険	主な対策
来所・退所	飛び出し、駐車場での事故、引渡し間違い	インターホンを押してもらい、職員が玄関まで迎えに行く。登録された引取者に引き渡す。

場面	主な危険	主な対策
室内の活動	転倒・転落、衝突、誤飲、指はさみ	床・家具の角の保護（Ｒシステム等）。小さな玩具の管理。倉庫は施錠、階段はチェーンをかける。フェンス・ストレッチャーの周りに踏み台になる物を置かない。
遊具（スイング等）	落下、衝突、部品の破損	使い方を子どもに伝える。揺らす・動かすなどして点検する。庭・外遊びは人員がそろってから。子どもだけで遊ばせない。
食事・おやつ	誤嚥・窒息、アレルギー	食形態・アレルギーを一覧で確認し、配膳時に２人で照合。食事中は必ず職員が付き添う。
午睡	窒息・突然死（ＳＩＤＳ）	あおむけに寝かせ、顔の周りに物を置かない。０歳は５分、１～２歳は１０分ごとに呼吸・顔色・体位を確認し記録（別紙５）。
入浴	溺水、転倒、やけど	職員が１対１で付き添い、絶対に目を離さない（離れる時は交代）。湯温の確認、床の滑り止め。体調不良時は入浴しない。
プール・水遊び	溺水（ノーパニック症候群）、体調急変	１名が入水し、２～３名がプールサイドで全体を監視。準備運動、入水前後の体調確認、上がったら人数確認。監視者は他の作業をしない。
医療的ケア・服薬	機器トラブル、誤薬	看護師が主治医の指示に基づいて実施。薬は名前・量・時間を２人で確認し記録。
外出・遠足	交通事故、迷子、置き去り	下見、役割分担。移動ごと・トイレの後に人数確認（最後に職員がトイレ内を確認）。行動範囲と危険箇所を子どもに伝える。
熱中症	体温上昇、脱水	暑さ指数・気温を確認し、外遊びの中止・短縮、休憩・水分補給。急に暑くなった日、休み明けは特に注意（図５）。
落雷・突風	落雷、竜巻、急な大雨	朝の天気予報で「大気の状態が不安定」「雷を伴う」に注意。雷鳴・稲光、真っ黒い雲、冷たい風を感じたら直ちに屋内・車内へ避難。

3. 送迎時の置き去り防止

置き去りは、点呼と人数確認を確実に行えば防げる。慣れや思い込みが一番の原因になるため、職員一人ひとりが「絶対に置き去りにしない」という意識を持つ。

図2 送迎時の置き去り防止の流れ



- ・乗車・降車した子どもの名前・人数、確認した職員・時刻を「送迎時所在確認記録」（別紙4）に記録する（基準第40条の3第1項）。
- ・送迎車には非常通報ブザーを設置している。法令で見落とし防止装置が必要な車両は、降車時の確認に装置を使用し、毎月作動を点検する（同条第2項）。
- ・子どもがブザーを押す練習を安全指導に取り入れる。
- ・運転は法定速度・安全運転を守り、チャイルドシート・シートベルト・車いすの固定を確認する。

4. 不審者への備え

- ・玄関は基本的に施錠する。来訪者は受付で名前と用件を確認する。
- ・保護者が子どもを連れてくる時はインターホンを押してもらい、職員が玄関まで迎えに行く。
- ・不審者対応訓練を年1回以上、警察等の協力を得て行う。

5. 設備・遊具の安全点検

- ・「安全点検表」（別紙6）で毎月1回以上点検し、記録する。危険な箇所はすぐに使用を止め、管理者に報告して修理する。

- ・ 消火器・救急用品の場所と使用期限を確認する。避難経路に物を置かない。

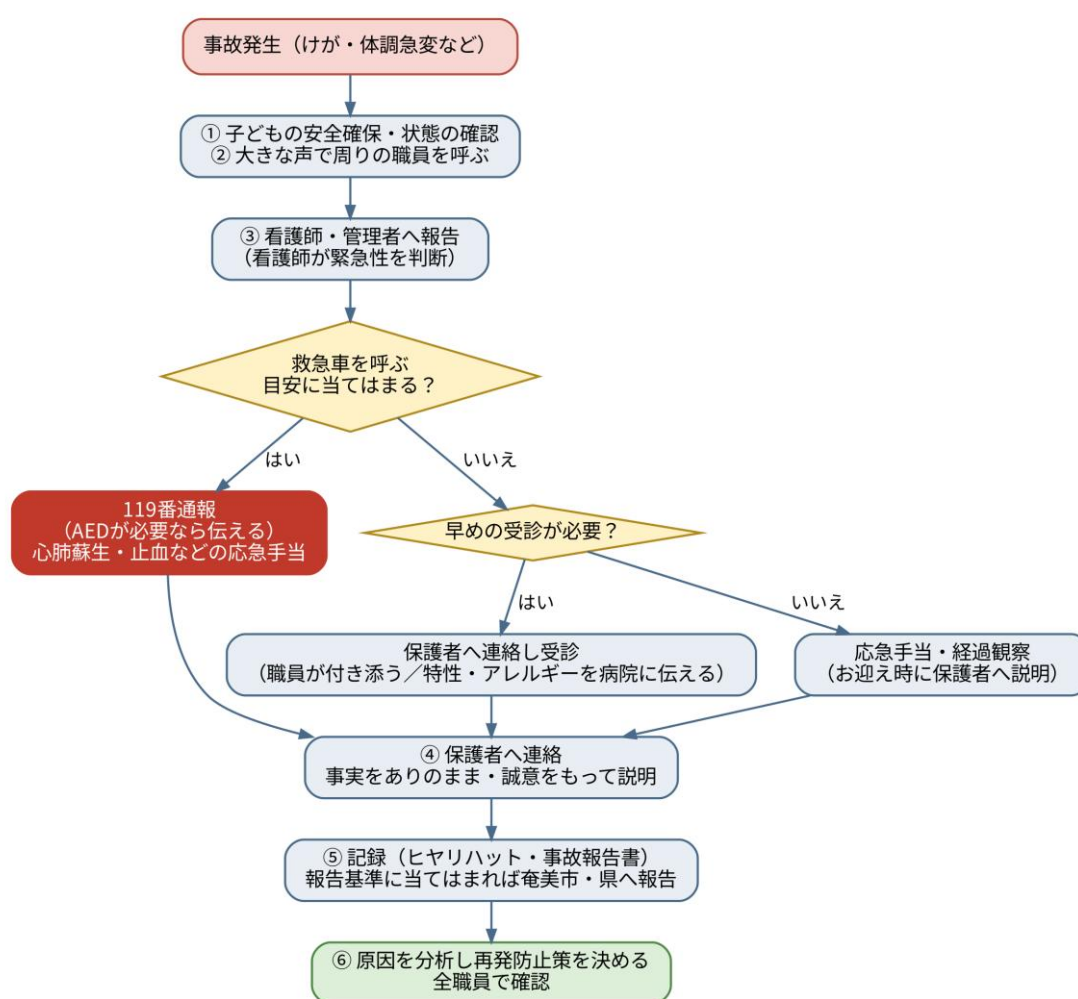
6. 子どもの情報の把握

- ・ 毎年4月と変更時に、緊急連絡先・引取者、既往歴・アレルギー・服薬・医療的ケア・発作時の対応・苦手なことを保護者から聞き取り、職員で共有する。
- ・ 来所時に健康観察を行い、いつもと違う様子があれば保護者に確認する。

第4章 事故が起きたときの対応

1. 対応の流れ

図3 事故発生時の対応フロー



事業所外（外出・遠足など）で事故が起きたとき

- ・ 管理者・児童発達支援管理責任者が同行していない時は、けがの状態を電話で管理者又は看護師に伝え、緊急性を判断してもらう。
- ・ それ以降は図3の流れに従う。

2. 保護者への連絡

- ・ 事実をありのまま、誠意をもって伝え、謝罪する。受診先・今後の対応も伝える。
- ・ 事業所の責任による事故の治療費は事業所が負担することを説明する。

- ・ 受診時は、子どもの特性やアレルギーなどの情報を病院と共有する。

3. 行政への報告・記録

- ・ 報告基準（別紙 7）に当てはまる場合は、奄美市（支給決定市町村）と鹿児島県に速やかに電話で第一報を入れ、後日、報告書を提出する。
- ・ 事故の状況、けがの程度、子どもの様子、保護者への連絡内容、対応を時系列で「ヒヤリハット・事故報告書」（別紙 3）に記録し、5 年間保存する。

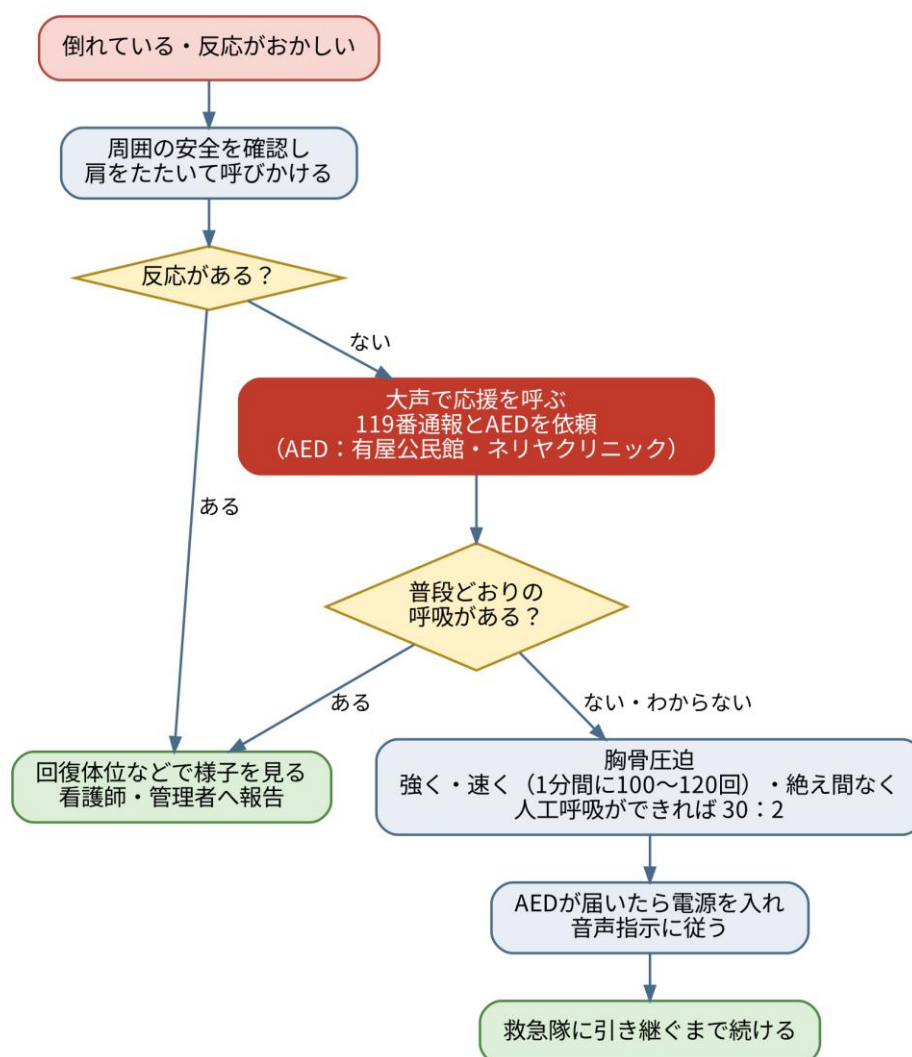
4. 再発防止・損害賠償

- ・ 事故の状況を分析し、再発防止策を全職員で確認する。必要に応じて安全計画・マニュアルを見直す。
- ・ 賠償すべき事故が起きた場合は、速やかに賠償する。損害賠償責任保険（あんしんライフ 0997-54-0080）に連絡する。
- ・ 事故に関わった職員への心のケアを行い、一人に責任を負わせない。

第 5 章 応急手当

1. 心肺蘇生・AED

図 4 心肺蘇生・AED の流れ



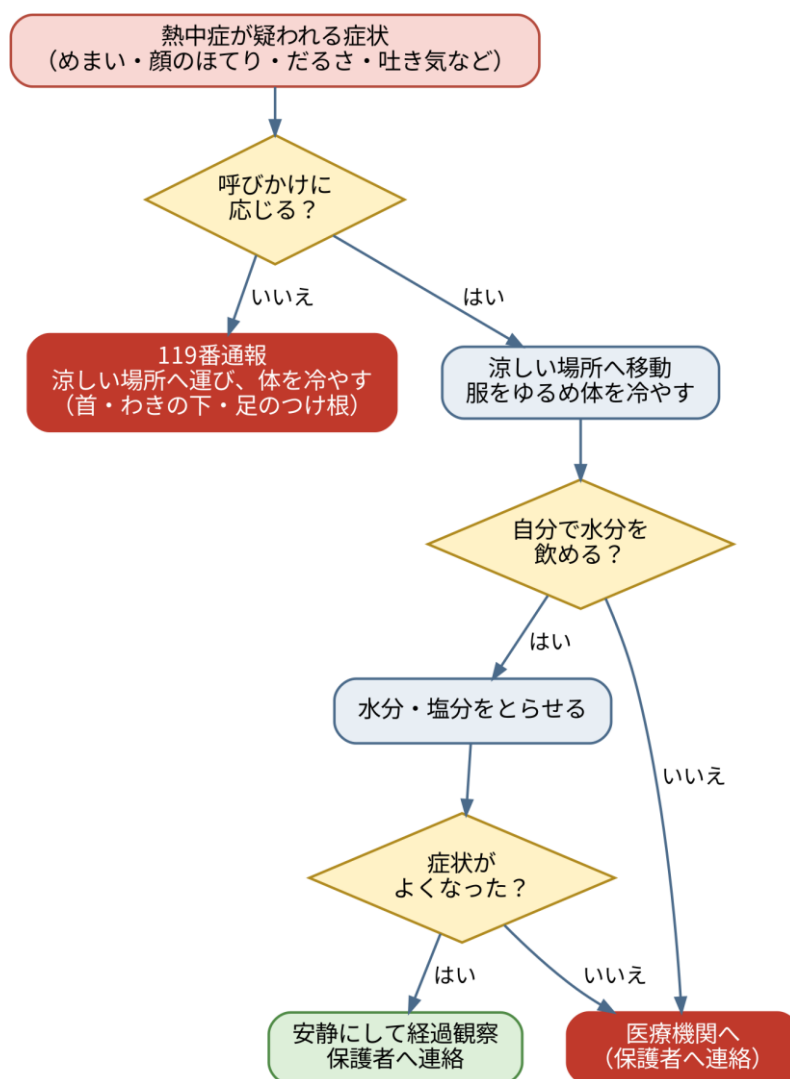
※AED は有屋公民館・ネリヤクリニックにある。救急車を呼ぶ時に AED が必要なことを伝え、待つ間に別の職員が取りに行く。

2. けが・骨折

こんなとき	手当て
出血しているとき	手袋をつけ、傷口をガーゼ等で強く押さえて止血する（止まるまで押さえ続ける）。反応・呼吸がおかしければ心肺蘇生を優先する。
骨折が考えられるとき	動かさずに固定する（添え木・三角巾）。変形がある、動かせない時はすぐに救急車を呼ぶ。
頭を打ったとき	意識・顔色・嘔吐を確認する。意識がおかしい、くり返し吐く時は救急車。異常がなくても保護者に伝え、その日は様子を見てもらう。

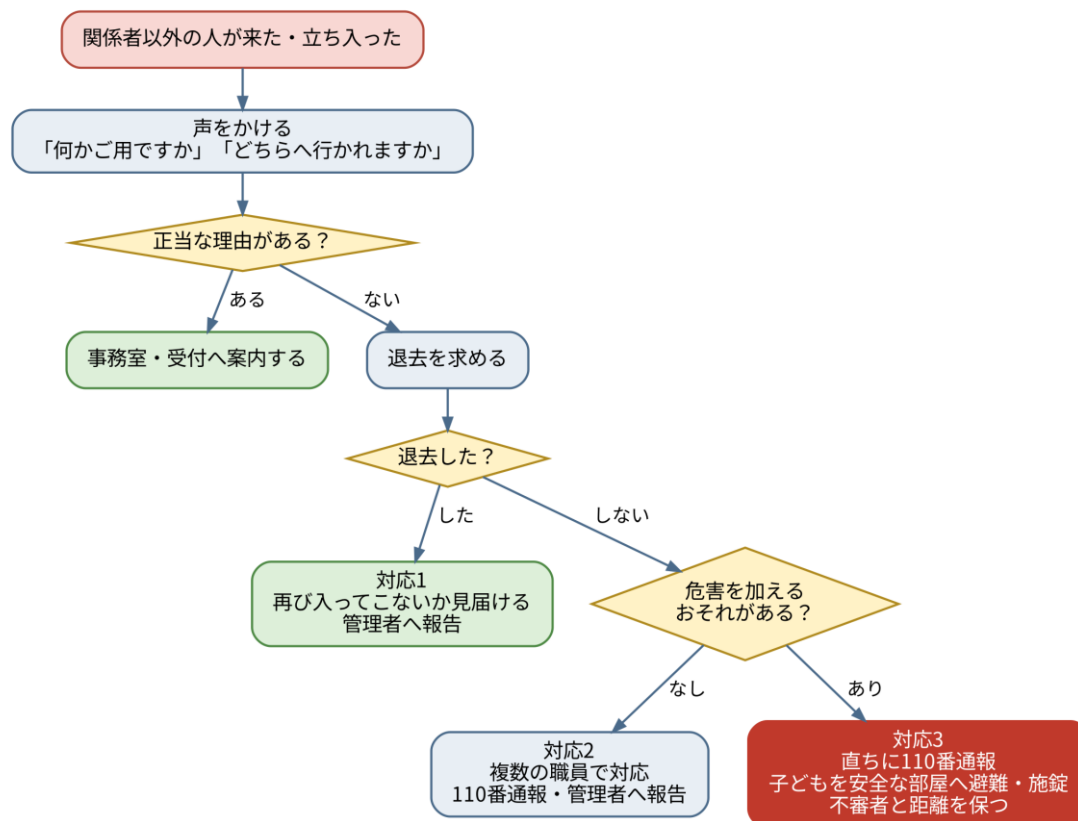
3. 熱中症

図5 熱中症の応急手当の流れ



第6章 不審者が侵入したとき

図6 不審者が侵入した場合の対応フロー



- ・ 職員全員に不審者の情報を伝え、子どもを屋内の安全な場所に静かに避難させる。
- ・ 警察が到着するまでは、不審者を刺激しないよう丁寧に対応し、距離を保つ。

第7章 災害・火災への備え

災害・火災への備えと発生時の対応は、各 BCP・マニュアルで定める。ここでは要点を示す。

災害	要点	詳しくは
地震	頭を守る → 揺れが収まったら火の元・出口の確保 → 点呼。建物は耐震基準を満たすため、基本は事業所内で保護者を待つ。	自然災害 BCP
津波	津波警報・強く長い揺れ → 直ちに避難（第一 浦上タイヨー店、第二 ケンコー飲料）。玄関に行き先を掲示する。	自然災害 BCP
風水害	警戒レベル 3、1 時間 50mm かつ累加 200mm、有屋川が堤防から 1m 以下 → 2 階へ垂直避難	風水害 BCP
火災	第一発見者が大声で知らせる → 子どもを屋外へ避難 → 管理者の指揮で 119 番・初期消火	消防計画

職員の参集基準（開所時間外）	内容
地震	奄美市名瀬で震度 6 弱以上 → 自分と家族の安全を確保したうえで、出勤できる職員は事業所に参集する。

職員の参集基準（開所時間外）	内容
津波	津波警報・大津波警報の発表中は参集しない。解除後に管理者の指示を受ける。
風水害	大雨・洪水・暴風警報の発表中は出勤・参集しない。警報解除後・台風通過後に、道路の安全を確認して管理者の指示で出勤する。
共通	自宅が半壊以上の職員は家族の安全確保を優先する。連絡は職員 LINE グループ → 電話 → 災害用伝言ダイヤル 171 の順。

※自然災害 BCP・風水害 BCP の参集基準による。

災害時の役割	主な仕事
総括責任者	全体の指揮・調整
情報連絡班	情報の収集・伝達、保護者・職員・関係機関への連絡
救護班	けが人の救出・応急手当・医療機関への搬送
消火班	火の元の確認、初期消火
避難誘導班	避難経路の確認、子どもの避難誘導、人数確認、避難先での安全確保

第 8 章 研修・訓練

区分	頻度	内容
安全対策研修	年 1 回以上・新規採用時	本指針・安全計画、場面ごとの危険と対策、ヒヤリハットの書き方
救命・応急手当	年 1 回以上	心肺蘇生・AED、窒息、けが、けいれん、アレルギー（エピペン）
送迎・置き去り防止	年 1 回以上	点呼、車内確認、ブザーの使い方（子どもの練習を含む）
事故対応訓練	年 1 回以上	事故を想定したシミュレーション（通報・役割分担・保護者連絡・記録）
不審者対応訓練	年 1 回以上	図 6 の流れに沿った訓練、子どもの避難
避難訓練	毎月	地震・津波・火災・風水害（法人の災害訓練：7 月災害、8 月感染、11 月送迎中・訪問中）

- ・安全計画に年間予定を定めて実施し、実施日・参加者・内容・振り返りを記録する（別紙 8）。欠席者には資料と伝達研修で補う。
- ・訓練後は振り返りを行い、職員全員が自分の役割を確認できるようにする。

第 9 章 周知・見直し

- ・本指針は事務所に置き、職員がいつでも見られるようにする。図 1～図 6 は掲示する。
- ・保護者には、利用開始時に本指針と安全計画の取組、緊急時の事業所の対応・避難先を説明する。毎年 4 月に緊急連絡先・引取者を確認する。
- ・本指針と安全計画は、年 1 回以上と、重大な事故の後に見直す。見直しの結果は別紙 9 に記録する。

附則 本指針は、2026 年 9 月 1 日から施行する。

以上

別紙

別紙 1 安全対策委員会メンバー

所属・役職	氏名	主な役割
にこびあ管理者・児童発達支援管理責任者	福田 亜希子	委員長、安全計画の作成、事故対応の指揮
法人統括	宮田 智子	代理者、法人内の調整、保険・賠償の対応
訪問看護ステーションほほえみ（看護師）	登島 晶江	医療面の助言、救命・応急手当の研修
にこびあ職員	（ ）	ヒヤリハットの集計、安全点検
にこびあ職員（送迎担当）	（ ）	送迎車の点検、所在確認記録の確認

別紙 2 緊急連絡先

連絡先	電話	連絡先	電話
消防・救急	119	警察	110
にこびあ	0997-69-3695	訪問看護ステーションほほえみ（看護師）	0997-54-3456
むかいクリニック（嘱託医）	0997-55-1777	県立大島病院	0997-52-3611
奄美警察署	0997-53-0110	輪内交番	0997-53-5762
奄美市（代表）	0997-52-1111	名瀬保健所	0997-52-5411
保険 あんしんライフ	0997-54-0080	保険（車）共栄火災 奄美損保	0997-57-6900

別紙 3 ヒヤリハット・事故報告書

区分	☐ ヒヤリハット ☐ 事故
レベル	☐ 0 間違いの前に気づいた ☐ 1 影響なし ☐ 2 観察・検査が必要 ☐ 3a 一時的な治療が必要 ☐ 3b 継続的な治療が必要 ☐ 4 以上 後遺症・死亡
日時・場所	年 月 日（ ） 時 分頃 / 場所：
子どもの名前	
報告者	
場面	☐ 来所・退所 ☐ 室内 ☐ 遊具 ☐ 食事 ☐ 午睡 ☐ 入浴 ☐ プール ☐ 医療的ケア・服薬 ☐ 外出 ☐ 送迎 ☐ その他（ ）
何が起きたか	
子どもの状態・手当て	
保護者への連絡	時 分 連絡者： / 内容：
行政への報告	☐ 不要 ☐ 奄美市（ 月 日） ☐ 鹿児島県（ 月 日）
原因（人・物・環境・手順）	

再発防止策	
管理者確認	月 日 確認者：

別紙 4 送迎時所在確認記録

日付	便	子どもの名前	乗車 時刻・確認者	降車 時刻・確認者	車内最後部確認	ブザー確認
	迎・送				☐	☐
	迎・送				☐	☐
	迎・送				☐	☐
	迎・送				☐	☐
	迎・送				☐	☐
	迎・送				☐	☐
	迎・送				☐	☐
	迎・送				☐	☐

別紙 5 午睡チェック表

子どもの名前	寝た時刻	確認時刻と体位（あ＝あおむけ／よ＝横向き／う＝うつぶせ→あおむけに直す）	起きた時刻	確認者

別紙 6 安全点検表（毎月）

区分	点検内容	評価（○／×）	異常の内容・措置
建物	外壁・柱・屋根・雨どいに破損・ひび・落下の危険はないか		
出入口・避難通路	ドア・引き戸の開閉はスムーズか。出入口・廊下・階段に障害物はないか。非常口のサインは適切か		
家具・備品	戸棚・ロッカーは固定されているか。高い所に物を積みすぎていないか。テレビは安定しているか		
ガラス・照明	ガラスに飛散防止の処置があるか。照明は固定されているか		

区分	点検内容	評価（○／×）	異常の内容・措置
電気	コード・コンセントの破損、ほこり、タコ足配線、つまりく危険はないか		
室内・遊具	床・家具の角の保護、玩具の破損、誤飲のおそれのある小物、スイング等の作動		
浴室・プール	床の滑り止め、湯温計、手すり、プールの水質・浮遊物		
倉庫・階段	倉庫の施錠、階段のチェーン		
園庭・フェンス	園庭の整備、フェンスのぐらつき・破損		
消火器・火災報知器	設置場所の表示、破損・使用期限、点検の実施		
救急用品	救急箱の中身・使用期限		
送迎車	タイヤ・ライト・ブレーキ、チャイルドシート・車いす固定具、非常通報ブザー		
防災備品	必要なものがそろっているか（備蓄品・非常持出品リスト）		

点検日： 年 月 日 点検者： 管理者確認：

別紙 7 行政への事故報告の基準（目安）

次の場合は、奄美市と鹿児島県に速やかに報告する。様式・提出先は奄美市・鹿児島県の最新の要領を確認する。

区分	内容
けが等	死亡、又は医療機関での受診・治療（骨折、縫合など）が必要になったけが
誤嚥・誤薬・アレルギー	医療機関の受診が必要になったもの
行方不明	子どもの所在が分からなくなり、警察などに捜索を頼んだもの
送迎・交通事故	送迎中の交通事故、車内への置き去り
感染症・食中毒	感染症 BCP・感染症指針の報告基準に当てはまるもの
職員の不祥事	子どもに影響がある職員の法令違反、虐待（疑いを含む）
その他	管理者が報告が必要と判断したもの

別紙 8 研修・訓練 実施記録

実施日	区分	内容	参加者数	振り返り・課題

別紙 9 指針・安全計画の見直し記録

年月日	見直しのきっかけ（定期・事故後・法改正など）	見直し内容	確認者